

20kW以上500kW未満の風力発電設備の 使用前自己確認制度の施行について（実施報告）

令和2年11月4日

産業保安グループ 電力安全課

風力発電設備の使用前自己確認制度の導入について

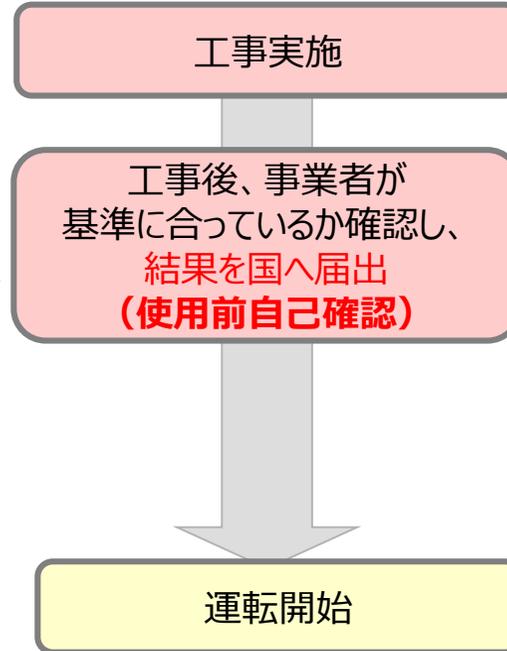
- 20kW以上～500kW未満の風力発電設備に係る保安規制については、FIT法に基づく認定件数が増加（2019年度認定件数：127件）していることを踏まえ、その運転時の一層の安全確保を図るため、使用の開始前に、国が事業者の保安の取組を確認する使用前自己確認制度を導入。令和2年7月29日付で施行した。

<風力発電設備の保安の事前規制>

出力等条件	保安規制			
	<事前規制>			
500kW以上	技術基準の適合	保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画の届出 使用前自主検査	定期安全管理審査
20kW～500kW			【新設】 使用前自己確認 制度の導入	
20kW未満 小出力 発電設備				

【使用前自己確認制度】

※風力発電設備
(20kW以上～500kW未満)
(令和2年7月29日 施行)



【使用前安全管理審査制度】

※風力発電設備（500kW以上）

